

## &lt;建築行政共用データベースシステム（ガバメントクラウド環境）利用契約&gt;

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>建築確認等、建築基準法に基づく台帳のデータ管理は、建築指導行政の基幹となるものである。建築確認時等において建築士の登録情報の照合が義務付けられており、建築士の登録情報の照合と台帳のデータ管理が可能で、かつ、安全性と継続性のあるシステムを使用する必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>「建築行政共用データベースシステム」は、一般財団法人建築行政情報センターが開発し、管理運用している。</p> <p>建築確認等業務において建築士登録の照合が必要であるが、全国の建築士登録データが集約されているのは建築行政共用データベースシステムしかなく、他には全国の建築士登録データを持つシステムはない。</p> <p>したがって、当該システムを管理している一般財団法人建築行政情報センター以外の者では供給することができない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。